

内閣府令第 号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十年 月 日

内閣総理大臣 麻生 太郎

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一号口1中「十五キロメートル毎時」を「十キロメートル毎時」に、「一」を「二」に改め、同号口2中「十五キロメートル毎時」を「十キロメートル毎時」に、「十五を」を「十を」に、「九」を「七」に、「一」を「二」に改める。

附 則

この府令は、平成二十年十二月一日から施行する。